

北朝鮮当局による拉致被害者等認定請求訴訟 記者会見資料

(抗告訴訟・義務付けの訴え)

2005 年 (平成 17 年) 4 月 13 日

本件訴訟代理人(主任) 弁護士川人博

はじめに一本訴訟の意義

- 1 本件訴訟は、北朝鮮当局による拉致事件について、被害者家族が日本政府に対して被害者認定を求める初めての訴訟であり、拉致被害者の救出を実現するために裁判所が適格な判断をおこなうことを求めるものである。
- 2 本件訴訟は、被害者一人についての提訴であるが、本件訴訟の背景にはいまだ政府認定されていない数多くの被害者の存在があり、実質的に本件訴訟は、これらの被害者救出のための重要な一歩でもある。
- 3 本件訴訟は、司法改革の一環として行なわれた行政法改正 (行政事件訴訟法改正本年 4 月施行) を活用した訴訟であり、拉致という重大な人権侵害事件につき、司法が行政を正す訴訟である。

1 本訴訟の請求の概要

行政事件訴訟法第 3 条、第 37 条の 2 「義務付けの訴え」として、原告らが被告国に対し、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(以下「拉致被害者支援法」という。)に基づき、古川了子 (のりこ) さんが北朝鮮当局による拉致被害者であることの認定を求めて提訴。

※訴訟物の価額は、本件の場合には算定することができないので、民事訴訟法により便宜的に 160 万円とされ、これによって印紙額が決められる。したがって、160 万円という数字に特段の意味はない。

2 当事者等

(1) 拉致被害者古川了子 (のりこ)

1955 年 (昭和 30 年) 1 月 1 日生まれ。

1973 年 (昭和 48 年) 7 月当時、千葉県市原市所在の三井造船千葉事業所経理部に勤務していた。

(2) 原告ら

原告古川朗子(さえこ、88歳)は了子の母。

1916年(大正5年)8月23日生まれ。

原告竹下珠路(たまじ、61歳)は了子の姉である。

1944年(昭和19年)3月2日生まれ。

※古川朗子の夫で竹下珠路の父である園山氏が1945年に戦死。

このため、古川朗子は戦後古川九洲男氏と再婚し、了子を出産。九洲男氏は平成8年死去。

3 了子の失踪状況

1973年7月7日突然失踪。詳細は、訴状のとおり。

4 北朝鮮当局による拉致と判断する根拠

- (1) 自ら失踪すべき理由が一切ない。
- (2) 北朝鮮元工作員安明進氏による詳しい目撃証言の存在
- (3) 時期・性別・年齢の特徴等
詳細は、訴状のとおり。

5 拉致認定等に関する要請

- (1) 特定失踪者問題調査会による資料参照
- (2) 本年3月22日、「古川了子さんを北朝鮮による拉致被害者として認定し、一日も早く救出してください。」との要請署名(計14万8123名)が政府に届けられている。
*※了子さんの高校の同窓生が中心となって、「古川了子さんを救う会」がつくられ、支援活動を行っている。同会のホームページアドレス
<http://www012.upp.so-net.ne.jp/Furukawa-Noriko/>
- (3) また、本年3月29日日弁連は、了子の失踪について、北朝鮮当局による拉致の疑いがあり、国民の安全に対する重大な侵害の疑いがある旨認定し、内閣総理大臣・外務大臣に対して「北朝鮮政府に対し、情報提供を求めるなど真相究明に努め」「その所在が確認できたときは、政府間交渉の課題として帰国を強く求め、一日も早く家族全員が一堂に会することができるように努力されたい」等の要望書を提出している。

6 拉致被害者支援法と「被害者」の認定

- (1) 拉致被害者支援法は、
安否が確認されていない拉致被害者等について、安否の確認や帰国・入国のための最大

限の努力を行うべき国の責務(第3条1項)や、安否等に関する情報の把握、伝達、相談等の「きめ細かな対応」に努めるべき国及び地方公共団体の責務(同条4項)を規定している。

(2) 「被害者」認定の実情

拉致被害者支援法は、「被害者」を「北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者」と定義づけているが、内閣総理大臣(政府)が拉致被害者と認定しているのは10件15名にとどまる。

つまり、支援法は出来たものの、新しく認定された被害者は皆無である。

※支援法には、認定要件も認定手続も定められていない。

※北朝鮮は認めていないが政府が被害者と認定しているのは現在2名(曾我ミヨシさん、久米さん)。したがって、政府の認定要件として北朝鮮当局の「自白」は要件とはなっていない。

※2002年9月第1回日朝首脳会談以前に、すでに政府は11人を被害者として認定していた(会談後に4人=曾我ひとみさん、曾我ミヨシさん、石岡さん、松木さんが追加認定された)。この11人についても、北朝鮮当局の「自白」なしに、政府は被害者と認定していた。当時は、まだ支援法がなかったが、被害者認定という意味で先例となる。

第1回日朝首脳会談前から政府認定されていた人々と比較しても、本件は、拉致被害者と認定されるべきである(たとえば横田さんと同じく安明進氏の目撃証言がある)。

7 行政事件訴訟法改正による義務付け訴訟

(1) 行政事件訴訟法改正(本年4月施行)

司法改革の一環として、行政事件訴訟法の改正が行なわれ(平成16年6月)、本年4月1日から施行された。

この改正は「国民の権利利益のより実効的な救済を図るため」(司法制度改革推進本部行政訴訟検討会)に行なわれた。

これにより、個人による国相手の行政訴訟がおこないやすくなり、とくに、いわゆる「義務付け訴訟」が法定されたことにより、本件のように政府に処分を求める訴訟が明文によって認められた。

(2) 訴訟要件

<1>重大な損害を生ずるおそれ(行故事件訴訟法第37条の2第1項)

<2>損害を避けるため他に適当な方法がない(同条同項)

(3)原告適格

拉致被害者支援法は、第2条第1項で「被害者の家族」として被害者の父母、兄弟姉妹等を挙げており、本件原告母および原告姉は、同法の「被害者の家族」に該当する。

(4) 本案勝訴要件

<1>行政事件訴訟法第37条の2第5項に定める「行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ」る。

<2>同条同項に定める「行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき」にも該当する。

8 代理人弁護士

23名。いずれも「北朝鮮による拉致・人権問題にとりくむ法律家の会」の会員として活動している。

法律家の会の事務局長は斎藤弁護士。

本件訴訟担当の主任は、川人弁護士。